

議案第 94 号

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 1 6 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立児童青少年センター及び児童館条例の一部を改正する条例
杉並区立児童青少年センター及び児童館条例（昭和 45 年杉並区条例第 25 号）
の一部を次のように改正する。

別表 2 杉並区立大宮児童館の項、杉並区立成田児童館の項及び杉並区立永福南児
童館の項を削る。

附 則

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 杉並区行政財産使用料条例（昭和 50 年杉並区条例第 44 号）の一部を次のよ
うに改正する。

別表第 2（11）杉並区立大宮児童館の項及び杉並区立成田児童館の項を削る。

（提案理由）

大宮児童館等を廃止する等の必要がある。